

協議事項 3 土岐市地域公共交通網形成計画の期間延長について

土岐市地域公共交通網形成計画の期間を「平成 28 年度～令和 2 年度」から、「平成 28 年度～令和 3 年度」に変更するもの。

（概要）

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、計画策定のために必要なバス車内等における意見聴取、地域でのヒアリングなどが十分に実施できない状況にあると年度当初に判断し、令和 2 年度中の次期計画の策定を見送り、現計画の終了を令和 3 年度末に 1 年延長し、次年度の令和 3 年度を本格的な次期計画の策定期間とするもの。令和 3 年度に、令和 4 年度～令和 8 年度の「土岐市地域交通計画」を策定予定。

土岐市地域公共交通網形成計画 主な変更点

該当ページ	変更内容
P1	・ 令和 3 年度までとして延長することを記載
P38-39	各事業の実施計画 ・ これまでの実績を記載するとともに、次年度の計画を追記した
P42-43	計画の目標 ○市民バスの市支出額 ・ 公共交通への支出額について、人件費の適正化やコロナ禍をふまえ、目標を下方修正した